

# デイサービスセンター愛の園

## 介護予防日常生活総合支援事業 通所介護サービス内容説明書

令和6年4月1日現在

当事業所が、提供するサービスは下記の通りです。

### 1. 提供するサービス

- ① このサービスの提供にあたっては、要支援状態の維持・改善、及び要介護状態となることへの予防を目標に、適切なサービスを提供します。
- ② サービスの提供内容は、解りやすいように説明します。不明な点がございましたら、担当職員にご遠慮なく質問ください。
- ③ サービスの提供に用いる設備、器具等については、安全、衛生に常に注意します。特に、利用者の身体に接触する設備、器具については、サービスの提供ごとに消毒したものを用います。

### 2. 通所介護計画

- ① 当事業者では、あなたの心身の状況やご希望、環境を踏まえて、機能訓練など、あなたの介護目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した通所介護計画を作成します。
- ② この通所介護計画は、介護予防サービス・支援計画書が作成されている場合は、それに沿って作成するものとします。

### 3. 利用料

介護予防通所介護サービスの利用単位ごとの利用料、及びその他の費用は、別紙居宅サービス計画書の通りです。

#### 介護予防通所介護費

要支援1	436単位/回	(1月4回程度まで)		
要支援2	447単位/回	(1月5回から8回程度まで)		
加算	○科学的介護推進体制加算	40単位/月		
	○サービス提供体制強化加算	要支援Ⅰ 88単位/月	要支援Ⅱ 176単位/月	
	○介護職員等処遇改善加算	× 9.2%		

昼食代、 ■ 600円(おやつ代含む) 1食分

その他、 ■ 送迎を行わない場合 -47単位/片道

■ 利用者の個人的な希望、選択による経費は、実費負担となります。(例、趣味活動に関わる個人の教材費、傷等の交換用ガーゼ等)

- ① 介護予防通所介護サービスが、介護保険の適用を受ける場合、原則として利用料の1割をお支払いいただきます。
- ② 但し、介護保険法令に基づいて、保険給付を償還払い(ケアプランなしで事業者と直接契約する場合、一旦利用料の全額を支払い、その後市町村から9割分の払い戻しを受ける方法)をご希望の場合は、お申し出下さい。
- ③ 提供を受ける通所介護サービスが介護保険の適用を受けない部分(利用限度額を超過する場合等)については、担当職員にまでご相談下さい。
- ④ 当事業者はあなたに対し、当月のサービスの提供回数、利用料等の内訳を記載した利用料明細書を作成し、請求書に添付して翌月にお渡しします。
- ⑤ 毎月の利用料は、翌月10日に請求書を発行、翌27日に指定の口座より引き落としさせていただきます。(当日、当該銀行が営業日でない場合は翌日の引き落としとなります。)

### 4. キャンセル料

通所介護サービスをキャンセルした場合には、原則として以下の通りキャンセル料をいただきます。但し、やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

前日までのキャンセル 無料

当日のキャンセル 当日の利用料自己負担分、及び昼食代

### 5. 保険給付請求の為の証明書の交付

サービス提供証明書が必要な場合は、お申し出下さい。